

外国人新規入国制限の緩和等について

公益財団法人 国際人材協力機構

2022/3/10

<注記>

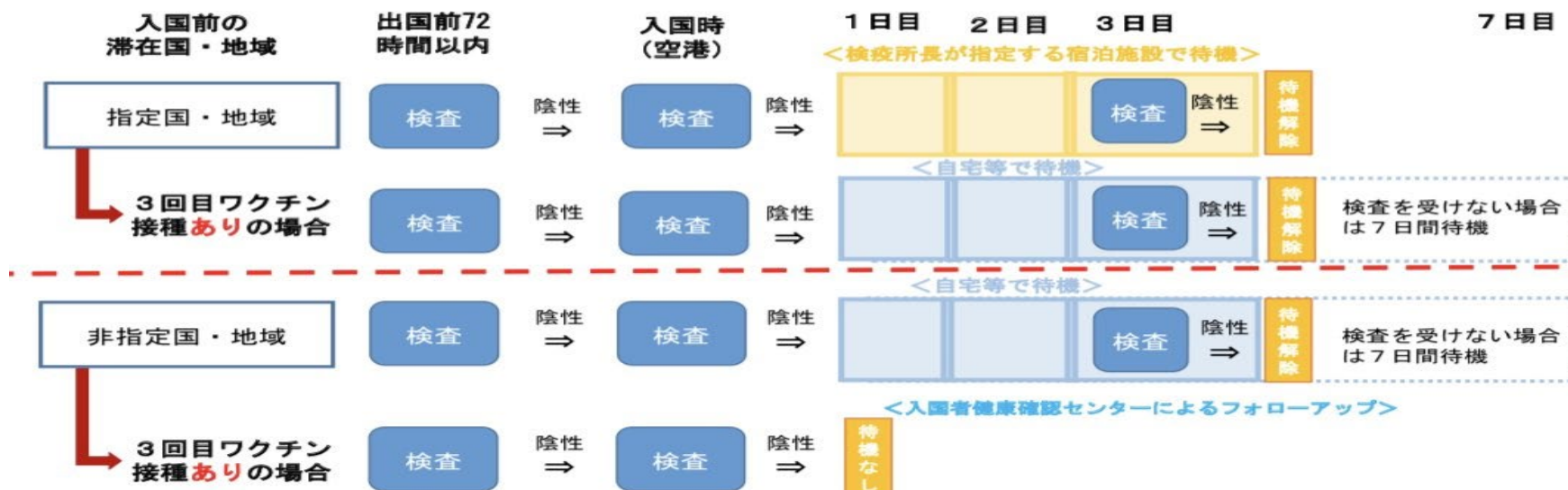
- ・ 次頁以降の内容は'2022/3/10現在の状況を記したものです。
その後変更が生じることがありますので、ご留意お願いいたします。
- ・ 詳細の内容については以下のHP、その他関連する、
厚労省HP、外務省HP、法務省HP、外国人技能実習機構HP等をご参照下さい。
厚労省HP → https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
外務省HP → https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html#no2-2
外国人技能実習機構HP → <https://www.otit.go.jp/>
- ・ 外国人の居住する日本国大使館等への査証申請等の際は各大使館HP等をご参照下さい。

外国人新規入国のルール(概要)

2022/3/10現在の状況

水際対策の見直しについて

- 出国前検査、入国時検査、待機期間のフォローアップを維持することを前提に、入国者の待機期間について、7日間待機を原則としつつ、滞在国・地域、3回目ワクチン接種の有無に応じて待機期間を緩和する。
- 自宅待機のための自宅等までの移動（検査後24時間）につき、公共交通機関を使用可とする。
- 外国人の新規入国については、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める。



1. 日本で認められるワクチン及び証明書

- 1)2回目までに接種したワクチン・・・ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ、ヤンセン(J&J)
- 2)3回目以降に接種したワクチン・・・ファイザー、モデルナ
- 3)政府等公的な機関で発行されたワクチン接種証明書

2. 2022年3月10日時点 指定国対象国（外務省 <https://www.anzen.mofa.go.jp/> 「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置」）

インド、インドネシア、スリランカ、ネパール、パキスタン、ベトナム、ミャンマー、モンゴル等

指定国は頻繁に変更となるため上記の外務省HPにご注意下さい。指定国かどうかは、入国者の入国時点での判別となります。

3. 自宅待機3日目以降に受ける自主検査(入国日を含めずに次の日としてカウントします)

- ・PCRもしくは抗原定量検査、指定医療機関に限る(医療機関のリストは、厚労省 <https://www.c19.mhlw.go.jp/search/> をご参照)
- ・陰性証明書をMySOSにアップロード後、入国者健康確認センターより通知が来るまでは待機

4. その他

- ・再入国者についても、上記と同じ取扱いになります(受付済書・ビザ申請は不要です)。

<新規入国手続>

2022/3/10現在の状況

第一ステップ ～在留資格認定証明書・受付済証・査証の取得～

在留資格認定証明書の有効期間

取得した在留資格認定証明書が通常の有効期間3ヶ月を経過した場合は、以下の有効期間の延長措置が適用されます。

在留資格認定証明書の作成日	有効期間
2020年1月1日～2022年1月31日	2022年7月31日
2022年2月1日～2022年7月31日	作成日から6ヶ月

有効期間を延長する条件として、在外公館での査証発給申請時に、受入機関等が在外公館へ「引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した任意様式の文書を提出する必要があります。

「(参考様式)申立書」で対応可能です。→

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>右下の参考様式<別表1>をクリックして下さい。

受付済証の取得

- 1 受入責任者(実習実施者等の会社や個人事業主)は、入国者健康確認システム(ERFS)において、入国者情報を登録し、誓約書(受入責任者の責任事項等)に同意します。
- 2 ERFSにおいて、入国者の受付済証(PDF)が発行されます。
- 3 受入責任者はこの手続を監理団体等第三者に代行させることは可能です。その場合、委任状等をERFS上で提出する必要があります。
- 4 受入責任者は入国者へ受付済証をメール送付し、入国者は在外公館(外国での日本大使館等)査証申請時に、受付済証を提示します。

cf. ERFSの操作については、<https://entry.hco.mhlw.go.jp/> をご参照下さい。

cf. 新たな措置(27)コールセンター: 050-1751-2158, 050-1741-8558, 0120-248-668, 0120-289-322

査証申請

- ・ 通常の外公館での査証申請手続に加えて、上記の「申立書」及び「受付済証」が必要となります。
- ・ 在外公館によっては、査証申請の混雑を整理するため、申請の予約制をとっていることがあります。
- ・ 日本への一日あたりの入国者数は(3月14日から)7000人となります(それまでは5000人)。

<新規入国手続> 第二ステップ ～ 入国前 ～

2022/3/10現在の状況

送出し側

- ・ 出国前72時間以内の検査の**陰性証明書**を取得し日本到着後、紙で、検疫に提示し、入国審査にて原本又はコピーを提出します。(除くファストトラック・Visit Japan Web)。
基本的に、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.htmlに掲載の証明書フォームを使用する。
- ・ 入国便・日本滞在先等確定後に、**質問票**WEBより回答し、QRコードを作成して下さい。
QRコードはスクリーンショットまたは印刷し、入国時に検疫所に提示をして下さい。
(質問票WEBの言語は、日・英・中・ベ・タガ・ネシア・タイ語。日本国内で入国者が使用できるメールアドレス、電話番号を質問票に記載します。)
詳細は、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html を参照して下さい。
質問票WEB以外に、12 条に基づく質問(日本語又は英語)に、入国前に予め回答し検疫に紙で提出して下さい。
- ・ 入国者の**スマートフォンへのアプリインストール** (MySOS、COCOA、地図アプリ)。
インストールできない方は、日本空港到着後入国前にスマートフォンを受入側の負担でレンタルします(4日で4000円)。
詳細は、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html を参照して下さい。
アプリのインストールQRコードも掲載されています。
- ・ 外国人は事前に**誓約書**(日本語又は英語)に必要事項記入の上サインし、入国時に検疫所に提出する必要があります。
誓約書のフォームや詳細な内容は、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html
を参照して下さい。
- ・ 有効な**ワクチン接種証明書**を活用する場合は、証明書を事前に用意し入国時に検疫所で提出します。
検疫官が証明書の写し(電子の場合はスマートフォン等の画面写真)を取る場合があります。
有効となる要件等詳細については、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00342.html
を参照して下さい。

受入れ側

- ・ 上記の送出し側手配について、送出し側を支援して下さい。
- ・ 受入側で準備すべき、待機施設等を確保し手配して下さい。

<新規入国手続> 第三ステップ ～ 入国時 ～

2022/3/10現在の状況

1 検疫

- ① 出国前72時間以内のコロナ検査の**陰性証明書**(基本的に所定のフォームに記入)を提示します。
 - ② 外国人本人の**誓約書**を紙で提出します。
 - ③ **質問票**回答のQRコード(スクリーンショットまたは印刷したもの)を提示します。
12条に基づく質問票回答を紙で提出します。
 - ④ 有効な**ワクチン証明書**がある場合は、提出します。
 - ⑤ **スマートフォンへのアプリインストール**について確認されます。
- ・ 検疫で**入国時のコロナ検査**を受けます。

2 入国審査

- ・ <提出書類>
- ①査証貼付の旅券 ②在留資格認定証明書(原本) ③EDカード(出入国カード)
 - ④出国前72時間以内の検査の**陰性証明書**(基本的に紙で提出、ファストトラック/VISIT JAPAN WEBの場合を除く)

3 交通手段

- ・ 入国後待機のための自宅等へ移動する際は公共交通機関の使用が可能となります。
但し、入国時の検査から24時間以内の移動完了で、最短経路での移動に限ります。

- ## 4
- 受入責任者は、入国時検査で陽性となった場合、機内接触候補者又は濃厚接触者に特定された場合は、保健所等と連携して対応します。

<新規入国手続> 第四ステップ ～ 入国後 ～

2022/3/10現在の状況

1 水際措置にかかる費用

外国人技能実習機構HP <https://www.otit.go.jp/files/user/220301-1.pdf> の1.(4) Q13をご参照下さい。

「入国前PCR検査、ケータインタル費用、入国後の移動、待機期間中の食費・宿泊施設の確保に必要な費用は、受入れ側の負担で技能実習生への負担はない」と記載されています。

2 待機期間中

cf. 詳細は、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html 参照。

又、誓約書の内容等もご参照下さい。

2-1 不要不急の外出は避け個室にて待機し他者と接触しないで下さい。食事は、受入側が個室まで届けて下さい。

個室の定義は、外国人技能実習機構HP <https://www.otit.go.jp/files/user/220301-1.pdf> の1.(3) Q10 をご参照下さい。

これまでの定義と変更があります。

2-2 入国者健康確認センターから入国者へ、MySOS(日本語・英語・中国語・タイ語の表示)を通じて、

- ・ 一日複数回「現在の位置情報」を求める通知が届くので回答します。
- ・ 一日一回、健康状態を確認する通知が届くので報告します。
- ・ 体調不良があった場合、自治体の公表している「受診・健康センター」に連絡し医療機関を受診し、保健所等からの指示があった場合はそれに従います。
- ・ ビデオ通話で居所確認を行うための連絡が来たら応答します。
- ・ なお、非指定国からの入国でワクチン3回接種で、待機が求められない場合も、MySOSのインストールが必要となります。

2-3 スマートフォン内の地図アプリをオンにして、

- ・ 陽性となった場合等に保存された位置情報を保健所等に提示します。

2-4 接触確認アプリ(COCOA)を利用して、

- ・ 陽性者と接触した可能性がある通知が届いたら、適切に対処します。

2-5 受入責任者は入国者について、電話・メール等により、

待機期間中の待機施設での待機、健康状態の確認を毎日行います(検疫所指定施設での待機の場合を除く)。

また、待機施設に待機していない等の違反の連絡が入国者健康確認センターや関係行政機関からあった場合は、その是正・調査に協力します。

滞在期間中、アプリの使い方や困った時の相談等は、入国者健康確認センターへ問い合わせして下さい。

メールアドレス followup@hco.mhlw.go.jp 電話 03-6757-1038

HP(日本語・英語・中国語) www.hco.mhlw.go.jp

3 待機期間を短縮するための3日目以降の自主検査

- ・ 指定国からの入国者で有効なワクチン3回接種者、非指定国からの入国者で有効なワクチン3回未接種者は、原則7日自宅等での待機となりますが、3日目以降に受けた自主検査(自費)で陰性であれば、その後の待機は求められません。
- ・ 自主検査(PCR又は抗原定量検査)を受ける医療機関は以下の指定機関に限られます。→ <https://www.c19.mhlw.go.jp/search/>
- ・ 陰性証明書をMySOSにアップロード後、入国者健康確認センターより通知が来るまでは待機となります。
- ・ また検査のために、公共交通機関を使用することは禁じられています。
- ・ 濃厚接触者に特定された場合は、待機期間は7日となり、短縮は認められません。
- ・ 空港検疫での陽性者のゲノム検査の結果オミクロン株以外での陽性と判明し、その濃厚接触者となった場合は、待機期間は14日となります。

4 滞在中

感染防止対策を行う。マスク着用・手指消毒・3密回避。

<新規入国手続>

2022/3/10現在の状況

ご参考:ファストトラックと、VISIT JAPAN WEBサービスについて

ファストトラック

- ・ 入国前にアプリ(MySOS)上で、次の検疫手続を入国前に済ませることが可能です。
 - 質問書と誓約書の入力 ●ワクチン接種証明書有無の確認
 - MySOSの画面が黄色になり、検疫所でこの画面を見せるだけで手続が完了します。
 - 上記に加えて、出国前72時間以内の検査証明書の確認 も入国前に済ませておくと、
 - MySOSの画面が緑色になり、検疫所でこの画面を見せるだけで手続が完了します。
- ・ 現在(3月10日時点)、羽田・成田・中部・関西・福岡空港より入国する方が利用可能です。
ネット環境が整っていれば、全ての国で利用可能です。
- ・ MySOSの言語は送出国関係では日本語・英語・中国語・タイ語で、説明書の言語は日本語・英語・中国語です。
- ・ 搭乗便到着予定時刻の16時間前までに申請する必要があります。
- ・ [操作方法等詳細については、https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/](https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/) をご参照、又はヘルプデスク fasttrack@hco.mhlw.go.jp へお問合せ下さい。
電話 日本国内から 0120-565-653、海外から +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語)

VISIT JAPAN WEBサービス

- ・ 同ウェブサービスを利用して入国時において、入国審査・税関申告・検疫の情報を電子データで提出することが可能です。
入国前に手続を済ませておくサービスではありません。
下記の情報を入力することが可能です。
 - 入国審査の書類(EDカード) ●税関における税関申告情報
 - 検疫における質問票(12条の質問含む)登録・ 出国前72時間以内の検査証明書のアップロードこれらの情報(電子データ)を、検疫所・入国審査・税関で提示します。
- ・ 日本の全ての空港で対応可能です。ネット環境が整っていれば、全ての国で利用可能です。
- ・ オンラインサービス・説明書の言語は、日本語・英語です。
- ・ [操作方法等詳細については、https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit-japan-web](https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit-japan-web) をご参照下さい。
本サービスのURLや、QRコードも上記に掲載されています。